

○美濃加茂市老朽空家除却事業補助金交付要綱

平成29年10月31日

告示第94号

改正 令和3年10月15日告示第135号

(目的)

第1条 この告示は、市内にある老朽空家を除却する者に対し、美濃加茂市老朽空家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、老朽空家の除却を促進し、市民の住環境の改善を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅として市長が認めたもの又は空家法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び倉庫（車庫）をいう。
- (2) 除却工事 建築物及びこれに附属する工作物の全部除却に係る工事（門扉及び塀の撤去に係るものを除く。）をいう。
- (3) 除却事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第104号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者であって、市内に住所を有する個人事業主又は市内に本店、支店、若しくは営業所を有する法人をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、当該老朽空家の所有権その他権利を有し、かつ、当該老朽空家の除却工事ができる者又は所有権を共有する者のうちから合意によって認められた代表者（ただし、法人を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 美濃加茂市暴力団排除条例（平成24年美濃加茂市条例第10号）に基づ

く、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(補助対象となる老朽空家)

第5条 補助金の交付対象となる老朽空家(以下、「補助対象老朽空家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成28年度以降に実施した空家等実態調査の対象となった老朽空家であること。
- (2) その他、市長が特に認める老朽空家であること。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する補助対象老朽空家の除却工事であること。
- (2) 除却事業者が行う工事であること。
- (3) 申請した日の属する年度内に完了する工事であること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請の期日)

第8条 規則第8条第1項の規定による期日は、当該事業を実施しようとする日前14日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第8条第2項第1号の規定による事業計画書は、美濃加茂市老朽空家除却事業計画書(様式第1号)とする。

(除却工事の着手)

第10条 規則第11条の規定による補助金等交付決定通知書を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該決定の通知を受け取った日から90日以内に除却工事に着手しなければならない。

2 補助決定者は、工事に着手したときは、遅滞なく美濃加茂市老朽空家除却事業工事着手届(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 建設業法第3条第1項関係に規定する建設業の許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項関係に規定する解体工事業者の登録証の写し

(実績報告の期日)

第11条 規則第18条第2項第1号の規定による期日は、当該事業完了後30日

又は申請した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(実績報告)

第12条 規則第18号第2項第1号の規定による事業実績書は、美濃加茂市老朽空家除却事業実績書（様式第3号）とする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日告示第135号）

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

美濃加茂市老朽空家除却事業計画書

事業の区分	老朽空家除却事業		
建築物の所在地			
建築物の住所			
建築物の所有者	住所 氏名	Tel	- -
種類	戸建て ・ 長屋		
構造			
規模	地上 階 地下 階	建築面積 m ²	延べ面積 m ²
建築年月日	年 月 日		
空家となった時期			
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

【添付書類】

- (1) 補助対象老朽空家の位置図
- (2) 登記事項証明書、固定資産評価証明書その他の補助対象老朽空家の所在地と所有者、及び建築年を証明するもの
- (3) 所有者（所有権を共有している場合は全員のもの）の市税納税証明書
- (4) 補助対象工事に要する費用の見積書又はその写しと除却工事の内容が分かる図面
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

美濃加茂市老朽空家除却事業工事着手届

年 月 日付け美濃加茂市補助指令 第 号で交付決定のあった次の建築物
について、除却工事を 年 月 日から着手しましたので、美濃加茂市老朽空家除却
事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、必要書類を添えて届け出ます。

- 1 建築物の所在地
- 2 除却工事施工者の氏名
- 3 除却工事施工者の住所
- 4 除却工事施工者の電話番号 — —

【添付書類】

- 請負契約書の写し
- 建設業法第3条第1項関係に規定する建設業の許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項関係に規定する解体工事業者の登録証の写し

様式第3号（第12条関係）

美濃加茂市老朽空家除却事業実績書

事業の区分	老朽空家除却事業		
建築物の所在地			
建築物の住所			
建築物の所有者	住所 氏名	Tel	- -
種類	戸建て ・ 長屋		
構造			
規模	地上 階 地下	建築面積 m ²	延べ面積 m ²
建築年月日	年 月 日		
空家となった時期			
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

【添付書類】

- (1) 除却工事終了後の写真
- (2) 除却工事に要した費用のわかる領収書
- (3) 産業廃棄物管理票の写しなど除却工事で発生した廃棄物の処理済の証

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第10条関係)

様式第3号 (第12条関係)